

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容	道路の占用許可	
根拠法令及び条項	道路法第32条第1項	
所管部課係名	インフラ整備部道路管理課管理係	
審査基準	関係条項	新座市道路占用規則第2条
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>【根拠条文】</p> <p>道路法 第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物</p> <p>二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件</p> <p>三 鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設</p> <p>四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設</p> <p>五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設</p> <p>六 露店、商品置場その他これらに類する施設</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文及び新座市道路占用規則第2条による。</p> <p>新座市道路占用規則 (占用許可の申請) 第2条 法第32条第1項又は第3項(法第91条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の許可を受けようとする者は、道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号。以下「施行規則」という。)第4条の3第1項に規定する様式の申請書を市長に提出しなければならない。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	1週間
	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)